

作成基準日：2018年4月27日
資料作成日：2018年5月9日

通貨分散外国債券ファンド <愛称>十二航路

追加型投信／海外／債券

投資信託ご購入時の注意事項

- ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さんに帰属します。
- 投資家の皆さんの投資元本は金融機関の預貯金と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さんに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

※当資料ご利用にあたってのご留意事項

- 当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。

設定・運用 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号

加入協会：一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787

(営業日の午前9:00～午後5:00)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

通貨分散外国債券ファンド 《愛称》十二航路 追加型投信／海外／債券

ファンドの投資方針・特色

- 当ファンドは、通貨分散外国債券マザーファンドへの投資を通じて、様々な通貨の国の国債、州債、政府保証債、国際機関債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。原則として、米ドル、ユーロ、円を除いた通貨の債券を投資対象とします。
- 投資対象は、取得時においてA格以上またはA格相当以上の格付を得ている信用度の高い国債、州債、政府保証債、国際機関債に限定します。これにより債券価格変動リスクの抑制とファンドの安定性に努めます。
- 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません。
- 毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。分配金は増減したり、支払われないことがあります。

ファンド概況

【概要】

設定日	2005年5月27日	
信託期間	無期限	
決算日	毎月5日(休業日の場合は翌営業日)	
信託報酬率	後記の「ファンドの費用・税金」参照	

【基準価額および純資産総額】

	2018年3月末	2018年4月末
基準価額(円)	6,613	6,613
純資産総額(百万円)	455	453

【信託財産の状況】

	2018年3月末	2018年4月末
外国債券	97.77%	97.81%
金銭信託等その他	2.23%	2.19%
合計	100.00%	100.00%
銘柄数	27	27

※ 上記比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比

	2018年3月末	2018年4月末
修正デュレーション	5.21年	5.13年
残存年数	5.94年	5.86年
複利利回り	1.89%	1.99%

【基準価額の騰落率】

1ヶ月前比	3ヶ月前比	6ヶ月前比	1年前比	3年前比	設定来
0.56%	△4.33%	△3.08%	2.17%	△12.92%	45.97%

※ 基準価額の騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。

【分配金の実績】

第142期	第143期	第144期	第145期	第146期	第147期	第148期	第149期	第150期	第151期	第152期	第153期	設定来累計
'17年5月	'17年6月	'17年7月	'17年8月	'17年9月	'17年10月	'17年11月	'17年12月	'18年1月	'18年2月	'18年3月	'18年4月	
37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	6,861

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額(円)

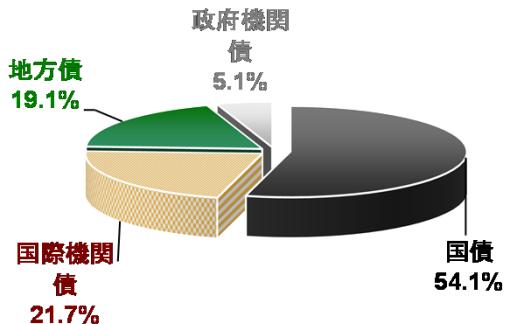
基準価額と純資産総額の推移



通貨分散外国債券ファンド 《愛称》十二航路 追加型投信／海外／債券

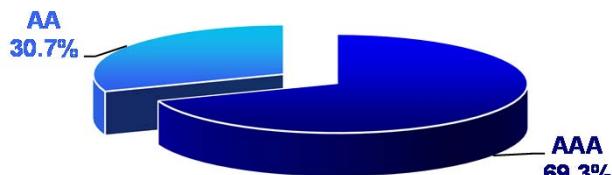
組入債券の状況

【種類別債券組入状況】



※ 上記比率はマザーファンドにおける組入債券評価金額合計に対する割合

【格付別債券組入状況】



※ 上記比率はマザーファンドにおける組入債券評価金額合計に対する割合

※ 格付は、ムーディーズ・インベスター・サービス、スタンダード&プアーズが付与した格付のうち上位格付を採用

【通貨別債券組入状況】

	組入比率	修正デュレーション	残存年数	複利利回り
ポンド	10.36%	6.51年	7.66年	1.36%
カナダドル	14.86%	4.53年	5.23年	2.28%
オーストラリアドル	19.11%	6.14年	7.52年	2.76%
ニュージーランドドル	19.27%	4.64年	5.40年	3.02%
ノルウェークローネ	18.51%	4.28年	4.67年	1.43%
スウェーデンクローナ	15.70%	5.17年	5.43年	0.60%
南アフリカランド	0.00%	—	—	—
その他通貨	0.00%			
金銭信託等その他	2.19%			
ファンド全体	100.00%	5.13年	5.86年	1.99%

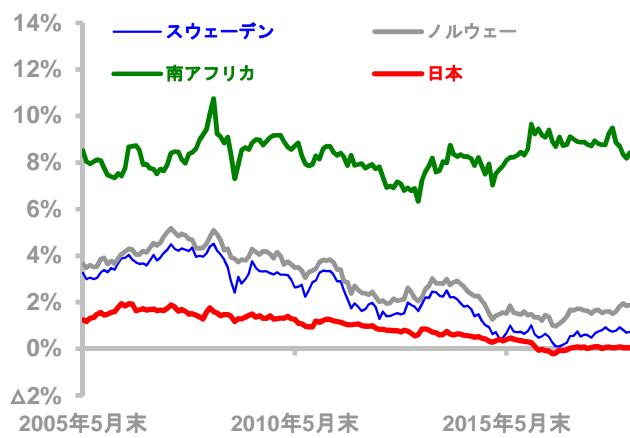
※ 組入比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比

【組入上位10銘柄】

	銘柄名	利率	償還日	通貨	債券種類	組入比率
1	NORWEGIAN GOVT 3% 24/3/14	3.000%	2024年3月14日	ノルウェークローネ	国債	7.78%
2	NZ LGFA 5.5% 23/4/15	5.500%	2023年4月15日	ニュージーランドドル	地方債	7.18%
3	AUSTRALIAN GOVT. 4.75% 27/4/21	4.750%	2027年4月21日	オーストラリアドル	国債	7.02%
4	CANADA-GOV'T 0.5% 19/2/1	0.500%	2019年2月1日	カナダドル	国債	5.65%
5	NEW ZEALAND GVT 6% 21/5/15	6.000%	2021年5月15日	ニュージーランドドル	国債	4.80%
6	NORWEGIAN GOVT 3.75% 21/5/25	3.750%	2021年5月25日	ノルウェークローネ	国債	4.79%
7	EUROPEAN INV BK 1.25% 25/5/12	1.250%	2025年5月12日	スウェーデンクローナ	国際機関債	4.38%
8	NZ LGFA 4.5% 27/4/15	4.500%	2027年4月15日	ニュージーランドドル	地方債	4.37%
9	AFRICAN DEV BANK 5.25% 22/3/23	5.250%	2022年3月23日	オーストラリアドル	国際機関債	4.24%
10	TREASURY 4.25% 32/6/7	4.250%	2032年6月7日	ポンド	国債	4.01%

※ 組入比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比

**通貨分散外国債券ファンド
《愛称》十二航路
追加型投信／海外／債券**

市場動向**【為替レート(月末値)の推移】****【10年国債利回り(月末値)の推移】**

出所：Bloomberg

※ 南アフリカの10年国債利回りは、Bloomberg算出に基づく10年国債利回りです。

通貨分散外国債券ファンド 《愛称》十二航路 追加型投信／海外／債券

運用経過・今後の投資方針等について

<市場動向>

【債券市場】

4月は、米国主導で世界的に長期金利の上昇がみられましたが、欧州各国では長期金利の上昇は小幅にとどまりました。カナダでは、NAFTA(北米自由貿易協定)再交渉を巡って早期妥結への期待が高まったことや、月後半の米国長期金利の急ピッチな上昇の影響から、長期金利は上昇しました。オーストラリアでは、最大輸出先の中国で国家主席が中国経済の市場開放を強力に推し進める方針を示したことや、月後半の米国長期金利の急ピッチな上昇の影響から、長期金利は上昇しました。ニュージーランドでは、米国長期金利上昇の影響を強く受けつつも、直近のCPI(消費者物価指数)が中央銀行の目標レンジ下限付近まで鈍化するなど金融政策が当面据え置かれるとの見方が根強いことから、長期金利は小幅な上昇にとどまりました。英国長期金利は、月前半は米金利に連動して上昇しましたが、月後半はCPIの予想以上の鈍化や、小売売上高、GDP(国内総生産)の市場予想比下振れなどを受けた早期利上げ観測の後退に伴い、上昇幅を縮小しました。スウェーデンでは中央銀行が政策金利見通しのなかで利上げ開始時期を後倒しにしたことから、ノルウェーではCPIが市場予想を下回ったことなどから長期金利の上昇は限定的となりました。

【為替市場】

4月は、スウェーデンクローナを除くすべての通貨が対円で上昇しました。カナダドルは、月前半はNAFTA再交渉を巡って早期妥結への期待が高まったことや原油高を追い風に堅調に推移しましたが、月後半はカナダ中央銀行の声明文がハト派的と捉えられたことやCPIの下振れなどを受けて対米ドルで上昇幅を縮小させました。オーストラリアドルは、中国国家主席が中国経済の市場開放を強力に推し進める方針を示したことが好感され強含む場面もありましたが、CPIが伸び悩む中、中央銀行が金融政策正常化に対して慎重スタンスを維持するとの見方は根強く、対米ドルで下落しました。ニュージーランドドルは、直近のCPIは中央銀行の目標レンジ下限付近まで鈍化しており、金融政策が今後暫くは据え置かれるとの見方から、対米ドルで下落しました。ポンドは、月前半は堅調に推移しましたが、月後半はCPIの予想以上の鈍化や、小売売上高、GDPの市場予想比下振れなどを早期利上げ観測の後退を受けて下落しました。スウェーデンクローナは、中央銀行が政策金利見通しの中、利上げ開始時期を後倒しにしたことから対円で下落しました。ノルウェークローネは、CPIの下振れで弱含む場面もありましたが原油高が相場を押し上げました。

<運用経過>

4月は、南アフリカランドを非保有とし、ポンド、カナダドル、オーストラリアドル、ニュージーランドドル、ノルウェークローネ、スウェーデンクローナの6通貨建の債券への分散投資を継続いたしました。

<今後の投資方針>

世界景気は、保護主義の流れがリスク要因であるものの、米国での減税政策や政府支出の拡大、中国の安定的な経済成長を背景に力強く推移することが見込まれ、金利は上昇しやすいと考えます。一方、失業率の低下に反して賃金の伸びが低位に留まるなか、基調的なインフレ率は世界的に低位に留まることが予想されるため、金利の上昇余地は限定的と考えます。こうした状況下、米国、オーストラリア、ニュージーランドなど高金利国債への需要は継続する可能性が高いとみられます。

投資対象としている通貨は、自国のファンダメンタルズや財政・金融政策だけでなく、米国やユーロ圏のファンダメンタルズや財政・金融政策にも影響を受けやすいと考えます。米国では、潜在成長率を上回るペースでの経済成長が見込まれることに加えて、インフレ率の上昇から、FRB(米連邦準備制度理事会)による政策金利の引き上げが継続することが見込まれます。一方、欧州では、ユーロ圏景気は回復基調にあるものの、足元景気指標のモメンタムが鈍化しているほか、基調的なインフレ率も低位で推移しているため、ECB(欧州中央銀行)による早期の金融緩和縮小は見込みづらいと考えています。上記の金融政策の方向性差異に加え、イタリアでの政権樹立に係る政治リスクも燻っていることから、欧州圏通貨に対してドル圏通貨が幾分底堅く推移しやすいと考えます。

カントリー・アロケーションについては、こうした状況に加え、各国のファンダメンタルズや財政・金融政策、資源価格や中国等新興国景気の動向、リスク性資産の動きなどにも留意しつつ、引き続き利回り水準の高い通貨のウェイトを高位に維持しながら、日々の材料に対する市場の反応やその傾向の変化などを慎重に把握しウェイト調整を検討します。また、債券の年限別の魅力度や個別銘柄ごとの要因を考慮した調整も引き続き実施していく方針です。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

《投資信託で分配金が支払われるイメージ》

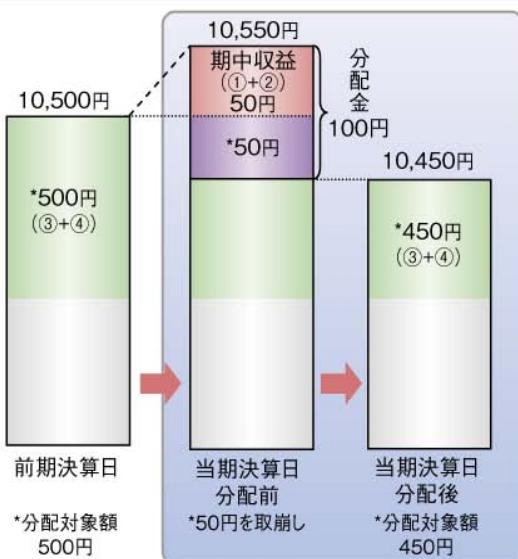


※上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

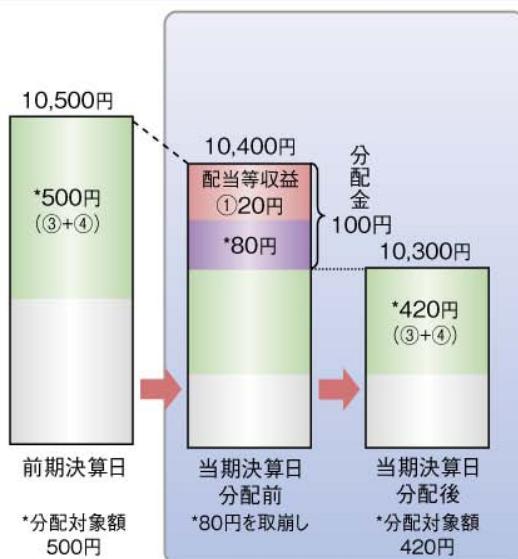
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

(前期決算から基準価額が上昇した場合)



(前期決算から基準価額が下落した場合)

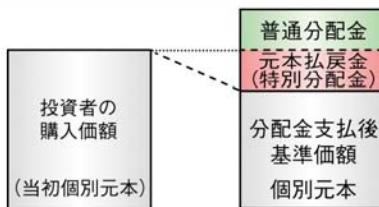


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

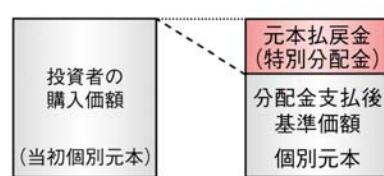
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金:個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

【投資リスク】

基準価額の変動要因

通貨分散外国債券ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、外国の債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

主な変動要因

債券価格変動リスク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

【手続・手数料等】

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問合せください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から 0.1% の信託財産留保額を控除した額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	申込日がイギリスの銀行、カナダの銀行またはオーストラリアの銀行のいずれかが休業日にあたる場合は、購入・換金の申込の受付は行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2005年5月27日設定)
繰上償還	委託会社は、受益権の口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 ※当ファンドには「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。
信託金の限度額	2,000億円
公告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 http://www.myam.co.jp/
運用報告書	4月および10月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知りたい受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.7%（税抜 2.5%） を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.1% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、 年 1.08%（税抜 1.0%） の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。	
	<内訳>	
	配分	料率（年率） 【各販売会社の純資産総額に応じて】
		100億円以下の部分 100億円超の部分
	委託会社	0.486%(税抜0.45%) 0.432%(税抜0.4%)
	販売会社	0.54%(税抜0.5%) 0.594%(税抜0.55%)
運用管理費用 (信託報酬)	受託会社	0.054%(税抜0.05%)
	合計	1.08%（税抜1.0%）
	<内容>	
	配分	役務の内容
その他の費用・手数料	委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理等の対価
	受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	合計	運用管理費用（信託報酬） = 運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

その他の費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年 0.0054%（税抜 0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行等に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。
------------	---

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができます。

ファンドの税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して 20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニア NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニア NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができる方は、NISA（ニーサ）は満 20 歳以上の方、ジュニア NISA（ニーサ）は 20 歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合せください。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

通貨分散外国債券ファンド 〈愛称〉十二航路

【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社(委託者) 明治安田アセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社(受託者) 三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 販売会社 下表の販売会社一覧をご覧ください。

【販売会社】

- お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

	販売会社名	登録番号	加入協会
証券会社	岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	日本証券業協会